

# BTMU CHINA WEEKLY

## トピックス： 保税区企業が抱える問題 ～上海外高橋保税区セミナー報告③～

前号で指摘しました保税区企業の「登記のない連絡事務所」即ち「区外連絡事務所」の抱える問題点を踏まえ、今週号では既存「区外連絡事務所」の具体的な対応策について、セミナーでの解説を要約致します。(詳しくは「BTMU 中国月報第5号」(2006年6月)の特集に掲載の講演全文並びに関連資料をご参照ください。)

・コンプライアンスの観点からは、登記された「区外連絡事務所」の登記満了後の対応策として、下記コラムで示す5つのスキームが挙げられるが、保税区企業のスキーム選択のポイントを整理すると次の通りとなる。

☆コンプライアンスをクリアするスキームとしては(3)の「保税区企業が商業企業ステータスを取得。区外事務所の撤退」、(4)の「区外連絡事務所を本店所在地とする一般商業企業の新設」、(5)の「保税区企業存続+区外連絡事務所を本店所在地とする一般商業企業新設」の3つの型となるが、これらのパターンには、日常の業務活動における利便性、コスト、保税業務等における問題が残る。

☆コンプライアンス上、前述の3つのパターンと対極にあるのが、(1)の「登記のない区外連絡事務所として存続」であるが、この場合コンプライアンスの問題に加え、事務所が登記されていないことに起因する不都合も生じる可能性がある。

☆コンプライアンスと経営・実務ニーズの双方を勘案した妥協策として、(2)の「登記のない区外連絡事務所から登記の基礎のある分公司へ変更」という選択もある。

・このように、「区外連絡事務所」問題はコンプライアンスの観点のみでは正解を導き出すことが難しく、区外連絡事務所の規模、税務・登記費用等のコスト、保税商品取扱の有無等、様々な要素を併せて勘案した上で自社に適したスキームを選択するという、高度なビジネス判断が求められる。

### **【5つのスキーム/コンプライアンスの観点に立った「区外連絡事務所」の今後の対応】**

\* ①スキーム概要、②コンプライアンス上の問題、③スキームの特徴・その他問題

#### **(1)未登記連絡事務所化スキーム**

- ①登記期限満了後、「区外連絡事務所」の登記を抹消し、**登記のない「区外連絡事務所」**として存続
- ②連絡事務所に禁止されている「経営活動」の問題
- ③既存事務所が小規模、転廠等の保税取引が中心、分公司所得に対する一般税率の適用を懸念、費用を抑えたい等事情のある場合に適するが、事務所が登記されていないことから、社会保障、出入国管理・銀行取引等に支障が生じる虞がある。

#### **(2)区外連絡事務所の分公司化スキーム**

- ①保税区企業が正式に国内販売可能な商業企業ステータスに変更した上で、**「区外連絡事務所」を分公司化**
- ②分公司が実質的な本店機能を果たすことを禁ずる「異地経営」問題
- ③コンプライアンスの観点から上記1のスキームより一歩進めた形。保税区企業を商業企業化して国内販売権を有する企業に変更した上で、経営活動を行えない「区外連絡事務所」を、経営活動が可能な分公司にするもの。

### (3)実質本店機能移転スキーム

- ① 保税區企業が正式に国内販売が可能な**商業企業ステータス**を取得した上で、「**区外連絡事務所**」は撤退。従来「**区外連絡事務所**」にあった**実質本店機能**を**商業企業化した保税區企業に移転**。
- ② コンプライアンス問題解決。
- ③ 上記2の「**異地経営**」問題の解決は、区外連絡事務所も区外分公司も置かないこと。但し、外高橋保税區の場合、上海市中心街から遠く離れた保税區に実体のあるオフィスを構えることは必ずしも現実的ではない。

### (4)商業企業区外新設スキーム

- ① 保税區企業ステータスを放棄し、「**区外連絡事務所**」を**本店所在地とする一般商業企業を新たに設立**。
- ② コンプライアンス問題解決。
- ③ 上記3のスキームでは日常の経営活動を行う際の「**区外連絡事務所**」利用のメリットが失われる為、地理的利便性の維持とコンプライアンスの徹底の2つの要望を満たす方法としてこの形が考えられる。一方、既存保税區企業の解散に伴う煩瑣な手続、行政費用の負担等の問題が新たに発生する。また、転廠プロセスや保税區内倉庫を活用したい企業にとっては保税メリットを失う不便も生じる。

### (5)保税區企業存続+商業企業区外新設スキーム

- ① 保税區企業と「**区外連絡事務所**」を**本店所在地とする新設の一般商業企業を併存**。
- ② コンプライアンス問題解決。
- ③ 上記4のスキームに加え保税メリットも維持したい場合の対策。但し、この場合同じタイプのビジネスを2社で分担する投資の重複感がある。

**注：**上海外高橋保税區聯合發展公司経営部副部長のコメント：「商業性企業を保税區／保税區外のいずれに設置するかを選択に当っては、保税業務と非保税業務との割合を勘案して決めることを勧める。」

なお、保税區企業の問題は既存の保税區企業のみならず、今後新規に設立する商業性企業も含め、販売活動のビジネスモデルを構築する際にも検討を要するポイントと言えます。

弊行中国業務支援室ではお客様のさまざまなニーズに対応出来る体制を整備しております。販売拠点戦略の構築ご検討に際しましては、お取引先支社の担当者または支社 CHINA デスクまでどうぞ遠慮なくご連絡ください。

(中国業務支援室 情報開発チーム 久保 満利子)

# CHINA WEEKLY DIGEST

## 1. 経済

### ●人民銀行 2005 年の年次報告書を発表

中国人民銀行が2005年の年報を発表した。ここで中国の経済運営が直面する三つの課題として、①投資再過熱の可能性がある一方で、消費が比較的低調、②物価動向における不確定性の高まり、③構造改革による銀行の不良債権が増加の可能性、をあげた。うち、物価の不安定性は、資源価格上昇と生産過剰という二つの要因が並存することよるとしている。2006年貨幣政策の展望については、「窓口指導」の徹底と政策調整により、①金融機関の貸出総量とペースをコントロールし、インフラ建設などの中長期貸出額を整合性の高いものとする、②個人消費向、農村向、中小企業向融資を推進する、③住宅ローンリスク管理を強化する、④手形割引業務を促進、中小企業の借入難問題の解消を図る、としている。

## 2. 産業

### ●製品油価格引上げ、1トン当り 500 元

国家発展改革委員会は、24日、ガソリン、ディーゼル油、航空燃料油価格など製品油価格の引上げ(1トン当り 500 元)を実施した。米国原油価格の上昇により中国内での原油価格と製品油価格の格差が拡大、一部地域で製品油の供給不足が生じていることに対応したもの。合わせ地方政府に補助金などの措置を要求し、タクシー運転手収入の安定など総合的対応も求めている。

北京の石油製品価格調整一覧

製品油 種類	調整前(元/リットル)	調整後(元/リットル)
90号ガソリン	4.36	4.76
97号ガソリン	4.96	5.42
0号ディーゼル	4.36	4.83
93号ガソリン	4.65	5.09
98号ガソリン	5.55	6.02

### ●中国の輸出携帯電話、94.2%が外資ブランド

天津で開催された「2006 年中国携帯産業発展国際フォーラム」で中国情報産業部は「中国携帯産業の成長に、外資企業は大きな寄与をし、輸出携帯電話のうち 94.2% は外資メーカーのものとする一方、地場企業のシェアが低下しつつあり、厳しい試練を受けていると指摘。なお、2005 年の輸出台数は 2.28 億台、206.35 億ドルで、前年同期比それぞれ 56%、45.7%増。06 年 5 月時点では、中国内携帯メーカーは 65 社で、うち中資企業 31 社、外資企業 34 社。年間生産能力は 4 億台に達する見込み。

### ●4 月末、「商品房」の空室面積 1.22 億平方メートル

国家統計局が発表した月次形勢報告によると、4 月末の中国全土の「商品房」(販売不動産物件)空室面積は 1.22 億平方メートルで前年同期比 18.9%増。このうち、住宅の空室面積は前年同期比 15.9 増の 6,921 万平方メートルであった。

## 3. 貿易・投資

### ●国土資源部:不動産・土地調整機能強化措置を発表

国土資源部は 22 日、不動産・土地の調整機能を強化する 5 つの措置を発表した。その主なものは、適切な開発計画による供給の量や構造や期間の確定と情報の公開、国家発展改革委員会や建設部などの関連部門との連携強化、大型高級住宅への土地供給制限など。また、23 日には、土地譲渡における賄賂や国土資源の流失問題を厳しく取り調べる方針を規定した意見書を発表した。

### ●外資企業、十年間の累計利益は2千億米ドルに

商務部外資司は、90 年代以降の外資企業の累計利益が 2 千億米ドルにのぼったと発表した。また、現時点で、対中投資を行っている国・地区は 190 を超え、フォーチュン 500 社中の約 450 社が投資を実施、R&D センターは 700 社、多国籍企業の地区本部は 40 社となったことも発表。今後も引き続き、外資企業の中国投資関連政策の安定性を維持し、法体系を整備して関連認可業務を更に簡潔化、規範化させること、また、知的財産権の保護を強化することによって、外資企業の権利を保護し、良好な経営、法制環境を作っていく努力をするとした。

## 4. 金融・為替

### ●外管局、中国の国際投資ポジション表を発表

中国国家外貨管理局は 25 日、2005 年末の中国の国際投資ポジション表を発表した。これは中国としては初めてのことで、これによると、2005 年の中国の対外金融資産は 1 兆 2,182 億ドル、対外金融負債が 9,307 億ドル、対外金融純資産が 2,875 億ドルだった。

中国国家外貨管理局の責任者は、中国の国際投資ポジションは中国の過去 30 年間の改革開放、経済発展の成果を反映し、純資産が積みあがり、中国の返済能力の高さを示しているとしている。

中国の国際投資ポジション(単位:億元)

	2004	2005
純資産	1,203	2,875
資産	9,254	12,182
対外直接投資	527	645
証券投資	920	1,167
その他資産	1,621	2,112
準備資産	6,186	8,257
負債	8,051	9,307
対内直接投資	5,370	6,102
証券投資	566	766
その他投資	2,115	2,439

# EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 株式会社  
 国際事業本部 海外アドバイザー事業部  
 池上 隆介

## 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、5月中旬に公布または公表された外商投資企業の税の優遇に関する2つの規定と、物流分野の外資誘致に関する規定を取りあげます。

法令・政策措置	概要
<p>[規則]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「商務部の外商投資企業『国家発展奨励の内外資項目確認書』処理の関連問題に関する通知（商資発 [2006] 201号、2006年4月29日発布）</li> <li>● 「財政部、国家税務総局の外商投資項目国産設備購入の税還付政策範囲の調整に関する通知」（財税 [2006] 61号、2006年5月10日発布）</li> <li>● 「商務部の物流分野における外資導入業務を更に適切に行うことに関する通知」（商資函 [2006] 38号、2006年4月20日発布、2006年3月31日実施）</li> </ul>	<p>外商投資企業の設備輸入免税の確認書交付手続きについて、商務部門が所管する範囲を改めて通知したもの。</p> <p>奨励類の外商投資企業が国産設備を購入した場合の増値税還付の対象範囲などについて通知したもの。</p> <p>従来、業態別に認可してきた物流企業の兼業を認める趣旨の通知。</p>

### ●外商投資企業の設備輸入免税確認手続きについて改めて通知

外商投資企業の輸入生産設備に対する免税確認手続きについては、今年2月末に国家発展改革委員会が3月1日から国家発展改革委員会か省級発展改革委員会が行うとした通知を出し、その後、4月上旬に商務部が「従来どおり変更無い」としてこれを打ち消す通知を出していた。（本誌3月15日号と4月12日号で紹介済み。）

5月中旬に公表された上記の商務部通知は、商務部及び省級商務部門が「確認書」と「輸入証明」（注）を交付する企業の範囲及び申請手続き・条件を改めて示したものだ。それによれば、対象企業の範囲は次のとおり。

- ① 商務部または地方商務部門が1回で審査認可を行った奨励類独資企業の「確認書」
- ② 商務部門が認可した奨励類外商投資企業の増資プロジェクトの「確認書」
- ③ 奨励類外商投資株式有限公司の「確認書」
- ④ サービス貿易分野の奨励類外商投資企業の「確認書」
- ⑤ 外国企業の買収方式により設立された奨励類外商投資企業の「確認書」
- ⑥ 外商投資研究開発センターで、総投資額内で輸入する国内で生産できないか性能が要求に満たない自家用設備及びその付帯技術・部品・予備部品の「確認書」
- ⑦ 各地方が当地の特徴にもとづいて決定し、商務部門が統一的に對外審査認可を行う奨励類外商投資企業の「確認書」
- ⑧ その他法律・法規などで商務部門が交付責任を負うとしている「確認書」
- ⑨ 既存の奨励類・制限乙類外商投資企業、外商投資研究開発センター、先進技術型・製品輸出型外商投資企業が技術改造を行うために、元の認可された経営範囲内で、総投資額外の自己資金を利用して、国内で生産できないか性能が要求に満たない自家用設備及び付帯技術・部品・予備部品を輸入する場合の「輸入証明」

（注）「輸入証明」は上記⑨の場合に交付されるもの。

発展改革部門が交付するのは、①国家発展改革委員会が認可した総投資額 1 億ドル以上の奨励類プロジェクト(生産プロジェクトは基本的に合併か合作)の新規設立時及び増資時の「確認書」、②国家発展改革委員会が過去の規定にもとづいて認可したプロジェクトの増資時の「確認書」、③総投資額 1 億ドル未満の奨励類プロジェクトで、省級政府が発展改革部門に交付権限を授与している場合の「確認書」、④地方発展改革部門が過去の規定にもとづいて認可したプロジェクトの増資時の「確認書」、ということになる。(なお、発展改革部門はプロジェクトの内容についての認可を行うだけで、外商投資企業の設立・変更の認可はすべて商務部門が行う。)

以上から、次のように理解すればよいだろう。今後、独資企業を設立する場合、総投資額が 1 億ドル未満の奨励類プロジェクトで、地方商務部門が企業設立認可を行ったときは、省級商務部門が「確認書」を交付する。同じく合併・合作企業の場合で、地方発展改革部門がプロジェクトの認可を行ったときは、省級発展改革委員会が交付することがある。この点は、あらかじめ申請窓口となる商務部門に確認しておくのがよい。

ほかに注意を要する点は、次のとおりだ。

- (1) 商務部が「確認書」または「輸入証明」を交付する企業は、省級商務部門に申請する際に定型書式の輸入設備リストを合わせて提出する。このリストには、設備の名称、規格・型番、数量、単価、外貨使用額、予定輸入先国、注記事項を記入する。商務部から「確認書」または「輸入証明」を交付される際は、同時に商務部の専用印が押された輸入設備リストも交付を受ける。なお、地方商務部門が認可した企業の「確認書」または「輸入証明」は、すべて省級商務部門が交付するが、この場合には輸入設備リストの提出は義務付けられていない。
- (2) 外商投資企業の経営範囲が奨励類のほかに許可類、制限類に跨る場合は、申請書及び輸入設備リストには奨励類の経営範囲に含まれる設備とそれに付帯して輸入する技術・部品・予備部品のみを記入し、許可類と制限類の経営範囲に含まれる設備を記入してはならない。
- (3) 「確認書」の免税額は、次の計算式による。  
免税額 = 総投資額(増資額) - 基本建設投資額 - 国内設備等購入額  
- 企業流動資金 - 非現金出資額(設備出資を除く)
- (4) 「輸入証明」の交付に際して、各地商務部門は企業の「自己資金」を記録し、「輸入証明」を交付した後に使用金額を控除し、再申請の際は残りの金額を免税の限度とする。企業が新たに「自己資金」を増加したときは、再申請時にその証明文書を提出しなければならない。

なお、この通知は 4 月 29 日から執行するとされている。

### ●外商投資企業の国産設備購入時の増値税還付で追加規定

「外商投資産業指導目録」の奨励類などに該当する外商投資企業は、生産設備を輸入する場合に輸入関税・増値税が免除されるが、他方、中国内で国産設備を購入する場合には仕入増値税が還付される。その条件は、「外商投資企業国産設備購入税還付管理弁法」(国税発[1999]171号、1999年9月1日実施)に規定されているが、今回、上記の通知で対象範囲などが追加規定された。そのポイントは、次のとおり。

- (1) 税還付の対象企業は、①増値税一般納税人に認定された外商投資企業、②交通運輸、普通住宅開発に従事する外商投資企業(非増値税一般納税人)、③海洋石油探査・開発・生産に従事する中外合作企業とする。外商投資企業には、合併企業、合作企業、独資企業が含まれる。
- (2) 分公司(分工場)の名義で購入した場合、その所在地の主管税務機関に税還付を申請する。
- (3) 税還付の対象企業の根拠となる「外商投資産業指導目録」と「中西部地区外商投資優勢産業目録」が調整された場合、プロジェクト認可時に施行されていた目録を基準とする。

- (4) 税還付の対象となる外商投資企業が建設に際して、他の企業に設備調達を含めて工事を委託する場合は、その企業と国産設備購入委託契約を結び、購入設備の増値税専用インボイスをもって外商投資企業自身が還付申請を行う。

特に重要なのは、「増値税一般納税人」に認定された企業でないと税還付を受けられないという点だ。最近、各地の国家税務局の増値税一般納税人に対する認定審査が厳しくなっているため、これから新たに設立する場合には、適正に申請を行うようご注意ください。

### ●外資物流企業の業務範囲に対する規制が緩和

これまで外資が中国の物流業に参入する場合、業態別の規定に従って認可を受け、それに定められる経営範囲内の業務に従事する企業を設立してきた。その規定とは、トラック輸送業であれば「外商投資道路運輸業管理規定」（交通部・対外貿易経済合作部、2001年11月20日施行）であり、国際貨物運輸代理業であれば「外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」（商務部、2005年12月11日改正法施行）だった。

その一方、2002年7月から「外商投資物流企業の試点設立業務展開の関連問題に関する通知」（対外貿易経済合作部、2002年7月20日施行）によって、「外商投資物流企業」という広範囲の物流サービス業務を扱う企業が一部の省・直轄市・経済特区で試験的に認可され、また、2004年6月からは「外商投資商業領域管理弁法」（商務部、2004年6月1日施行）によって、卸売・小売企業がその付随業務として商品物流を扱うことが認められるようになった。

今回、商務部から発布された上記の通知は、こうした状況をふまえ、広範囲の物流業務に従事することを認めるとともに、その条件を示したものだ。そのポイントは、次のとおり。

- (1) 外国投資者は、業態別の規定に定められる業務を兼営することができる。その場合、各規定の中で最も高い資格条件に適合しなければならない。

例えば、卸売業と国際貨物運輸代理業を兼営する場合、「外商投資商業領域管理弁法」と「外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」及びその関連規定が適用されるが、最低登録資本は卸売企業の3万元または10万元（2006年1月1日に改正施行された「公司法」による）ではなく、国際貨物運輸代理企業の200万元（陸上輸送か国際速達の場合）、300万元（航空輸送の場合）、500万元（海上輸送の場合）のどれかとなる。

なお、この通知は、卸売・小売と物流という異なる経営範囲の兼業を認めるとした点でも大きな意義があると思われる。

- (2) 「外商投資物流企業」については、全国範囲で独資を許可する。また、最低登録資本も上記の規定にある500万ドルを適用しない。ただし、その業務に応じて、「外商投資商業領域管理弁法」、「外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法」、「外商投資道路運輸業管理規定」などの規定に合致しなければならない。

卸売企業と国際貨物運輸代理企業の最低登録資本は上記(1)のとおりだが、道路貨物運輸企業については具体的な金額規制はないものの、関連規定（交通部「道路貨物運輸及びトラックターミナル管理規定」2005年8月1日施行）により、経営規模に見合った登録資本が求められる。

- (3) 各企業の設立・変更の審査認可は、法律・法規・規則で商務部が行うことを定めるもの以外は、省級商務部門が行う。分公司を設立する場合、法定条件に適合するものに対しては行政許可を与えなければならない。（即ち、申請受理後、20業務日以内に許可・不許可が決定される。）

本誌では、これまでサービス貿易分野のさまざまな業種で外商投資企業の認可権が商務部から地方商務部門に委譲されたことを紹介してきたが、今回の通知も同じ規制緩和の流れを汲むものといえる。

以上

# CHINA WEEKLY FOREX

## 人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
				Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		Close	前日比	
2006.05.22	8.0190	8.0182~8.0270	8.0260	0.0040	-	-	1.03454	0.0009	-	-	1.6370	1741.24	-1.69
2006.05.23	8.0160	8.0150~8.0260	8.0240	-0.0020	7.2050	0.0256	1.03404	-0.0005	10.0366	-0.2484	1.6150	1685.48	-55.76
2006.05.24	8.0200	8.0200~8.0272	8.0265	0.0025	7.1601	-0.0449	1.03415	0.0001	-	-	1.6393	1670.94	-14.54
2006.05.25	8.0255	8.0240~8.0257	8.0240	-0.0025	7.1601	0.0000	1.03415	0.0000	10.0366	0.0000	1.6417	1671.61	0.67
2006.05.26	8.0195	8.0190~8.0268	8.0250	0.0010	7.1490	-0.0111	1.03450	0.0004	-	-	1.6153	1695.41	23.80

## トピックス

### 【21日】

- スノー米財務長官は、中国が人民元のさらなる柔軟性を導入していくことについて楽観視しているとする一方、中国に対して有言実行を望むとの見解を示した。為替報告書で中国を為替操作国として認定しなかったことについては「脅威があるよりもないほうが中国は一段と良好に対応する」と述べた。
- 中国証券報によると、中銀は、2005年の年次報告書で「貸し出しの急速な伸びを抑制する」「預金準備率操作など複数の手段を通じて、政策を微調整する」との見解を示した。また「人民元改革を続ける」「人民元相場の基本的な安定を維持する」とし、複数の経済リスクや一部産業の過剰供給能力とエネルギー価格改革の双方が物価に影響するリスクも指摘した上で「国内物価は、インフレ・デフレいずれの圧力にも見舞われる可能性がある」「不良債権が増加し、金融リスクが拡大する恐れがある」との見解を示した。
- 中国紙が中国国家外為管理局(SAFE)幹部の発言として報じたところによると、同国は外国為替に対する規制を緩和し、人民元と外貨のデリバティブ市場をさらに発達させるための取り組みを行っており、特に元建ておよび外国為替商品の取引や管理に対する規則の統一に注力しているとしながらも、元建てオプションなどの新商品を投入する環境はまだ整っていないとした。

### 【22日】

- シュワブ米通商代表部(USTR)次席代表は、22日に公表されたシューマー米上院議員への回答文書の中で、中国がより市場主導の柔軟な為替制度に向けた改革を早急に進めるべきとするブッシュ政権のかねてからの見解をあらためて示す一方、「われわれの見方では、(中国の通貨政策を)WTOに持ち込めば、中国は人民元制度の改革よりもその擁護に回ることになるだろう」「WTOで通貨制度が争点となるのは初めてであり、それだけに予期しない結果を招く恐れがあるし、結論が出るまでにかかり時間がかるだろう」「為替制度改革に向けて中国と協力していく方がより建設的であると確信している」とした。

### 【23日】

- 経済協力開発機構(OECD)は、中国は過去3年の平均である前年比+約10%の経済成長を維持することができる見込みであるとした。また、世界的に力強い経済成長が見られるなか安価な中国製輸出製品はインフレ抑制に貢献しているとする一方で、このような国際貿易の副作用として、中国経済の急成長を受けた原油および商品価格の高騰が見られるとの見解を示した。
- 中銀は年次報告書で、貿易黒字の大幅拡大、サービス収支の赤字縮小、所得収支の黒字拡大が寄与し、2006年も経常収支が大幅黒字となる見通しを示した。
- 世界銀行中国担当ディレクターは、人民元相場が大幅に変動すれば中国経済に予測できない影響が及ぶ可能性があるとした上で、中国当局が通貨改革に慎重に取り組んでいることは理解できるとの見解を示した。
- 上海証券報は、中国人民保険の資産運用部門が為替スワップの取引を試験ベースで認可されたと報じた。銀行以外の金融機関が、為替スワップ取引を認可されるのは初めてとなる。

### 【24日】

- 中銀は、2005年年次報告書で為替管理システムの改革と人民元レート形成メカニズムの完全化を進めるとし、国有商業銀行の改革を続けると共に、金利の自由化と新たな金融商品創設に注力するとした。また、経済運営では、信用の安定した増加を維持するとともに金融政策の効果を高める方針を示した。
- 上海証券報によると、唐旭 中銀研究局長は、4月の経済指標を見る限り、目先さらなる政策措置は必要ないとし、今後一段の引き締め措置を講じるかどうかはマネーサプライ次第であるとの認識を示した。また、4月の小幅な利上げについて、一部企業の借り入れ需要への影響はあまり大きくないとした。

### 【25日】

- 劉明康銀行業監督管理委員会(CBRC)委員長は、同国は特に不動産購入のための銀行貸出を抑制しなければならないと指摘し、高級不動産購入を目的としたローンの頭金を大幅に引き上げる必要があるとの見解を示した。
- 国家外為管理局は、同国の対外純資産残高を初めて公表した。これによると、2005年末の対外純資産残高は2875億米ドルで、2004年末の1203億米ドルを上回った。

## RMB レビュー&アウトルック

- 22日、1米ドル8.0190円で寄り付いた人民元は、その後8.01台半ばまで上昇する場面も有ったものの、終値では連日8.02台半ばでの推移となった。中銀は2005年年次報告「金融市場発展報告」を発表した。この中で中銀は、人民元改革の推進と共に、金融政策による貸出の安定を課題としている。貸出の増加を背景に、設備投資拡大や不動産価格上昇が続いており、政府は先月の貸出金利引上げに続く更なる金融引き締めを模索していると予測される。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。